

千葉市ハイブリッド型MICE開催促進補助金取扱要領

第1 趣旨

この要領は、千葉市ハイブリッド型MICE開催促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

第2 定義

- (1) 要綱第2条第3号に規定するハイブリッド型MICEのうち、オンラインで実施する内容は、ライブ配信、オンライン商談会、Web会議等とする。
- (2) 要綱第2条第4号イに規定する「大きな広告効果」とは、催事内容やMICE開催都市としての本市の特徴や魅力が、テレビ・雑誌・SNSなどの広告媒体を通じて、より多くの人に認知されることをいう。
- (3) 要綱第2条第4号ウに規定する「市民の学びや体験の機会」とは、催事として開催される体験型イベント、ワークショップ、シンポジウム、講座などへの参加を通じて、市民の文化、教養などの習得や向上が見込める機会が設けられていることをいう。
- (4) 要綱第2条第4号ウに規定する「本市産業のイノベーション創出の機会」とは、本市の事業者等が新たな付加価値を生み出すきっかけとして、催事の主催者や出展者等とのマッチング等の機会をいう。

第3 補助対象者

要綱第3条第2項第11号に規定する「その他市長が適切でないとする者」とは、暴力団に準ずる団体や者、関係法令等に違反している者など、明らかに補助対象者として相応しくないものとする。

第4 補助対象事業

要綱第4条第1項各号に規定する要件は、次のとおりとする。

- (1) 「会場の参加者数」とは、会議等の開催日当日の来場者又は利用者として参加する者の数とし、準備や当日スタッフ等の運営者側の人数は含まれないものとする。
- (2) 申請受付後、主催者の責に帰さない事由により参加者数が変更となった場合の取扱いについては、開催の規模等が概ね同等と認められる範囲において基準を満たしているものとして取り扱うこととする。ただし、会場の参加者数は50人を下回らないものとする。
- (3) 「オンライン参加者数」は、商談会、会議、講演など会議等の開催当日に実施されるプログラムに参加する人数とする。
- (4) 「開催期間」には、事前準備の日や時間等は含まないものとする。

- (5) 「千葉市及び千葉県内の観光、物産、企業等のPR」は、会場又はオンラインのいずれかにおいて、PRの取組みを行うこととする。
- (6) 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策マニュアル」とは、国や地方公共団体、各種業種別に発出されるガイドライン等に基づくものであり、施設内の消毒作業、来館者への検温の実施などの体調管理、換気に関するルール、スタッフの衛生管理など感染拡大防止対策に必要な事項を定めたマニュアルのことをいう。
- (7) 「新たに加える」とは、補助対象事業の募集を開始した日より前に計画していた事業にはないものを新たに加えることをいう。
- (8) 「スマートシティの実現に資する技術」とは、自動運転・ドローン・医療のIT化等テクノロジーの活用により、市民生活の質の向上を図るとともに、持続可能なまちづくりを進めるための技術のことをいう。
- (9) 「募集開始の日」とは、補助対象事業を募集するため別に定める「千葉市ハイブリッド型MICE開催促進補助金 募集要項」に規定する、募集期間の最初の日をいう。

第5 変更の申請等

要綱第10条第1項に規定する「事業計画を変更する場合」には、補助対象者の名称変更又は地位の承継を行う場合を含むものとする。

第6 非常災害等の場合の措置

要綱第18条に規定する「非常災害等」とは、地震、風水害等の自然災害をはじめ、新型コロナウイルス感染症の影響による国の緊急事態宣言など、補助対象事業に直接的な影響が大きい事象のことをいう。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。